

令和2年8月19日

発 言 者	発 言 要 旨
森谷委員	7月27日からの大雨により、畑が冠水したところが多くある。野菜や果樹は2日間冠水するとだめになると聞くがどうか。
技術戦略調整主幹	2、3日の間、浸水・冠水の被害を受け、作物の葉が褐変しているところも見られている。地域や作物の種類によって被害状況は異なるが、浸水等の期間が長いほど生育が弱って枯死することになる。ねぎのような浸水被害に弱い野菜などでは減収になるところもあると考えている。
森谷委員	河川敷にあるさくらんぼ園地のパイプハウスが倒壊してしまったものがある。今般、県から大雨被害に対する緊急対策が示されているが、このような場所の今後の再生産のあり方等をどう考えているか。
園芸農業推進課長	緊急対策ではパイプハウス等の復旧や移設に対して支援を行うこととしており、市町村との協調により事業費の1/2を補助するものとなっている。国の強い農業づくり担い手支援交付金の被災地対応型でも支援対象になるが、農業共済に加入しているものに係る補助率は1/2、加入していないものは3/10となっている。まずは国の交付金事業を優先するが、対象とならないものを県の緊急対策でフォローしていく考えである。
森谷委員	国の交付金事業に県と市町村で上乗せする仕組みは考えられないか。
農業経営・担い手支援課長	当初、7月上旬の九州等での豪雨災害を想定した国の交付金による支援事業は、本県の大雨被害も対象となる旨確認しているが、地方公共団体の助成または被災者への融資等が要件となっている。他県の実施方法等を情報収集しながら考えていく。
森谷委員	さくらんぼのパイプハウスの設置費用は380万円/10aであり、1/2補助のみならず、さらに県・市町村の上乗せ補助があれば農家も頑張れる。上乗せを考えている市もあり、県も上乗せすることを考えてほしい。
森谷委員	「さくらんぼ県やまがた」情報発信検討部会は、9月1日に第3回の会議開催を予定しており提言をまとめるとのことであるが、その後のスケジュールはどうか。
農政企画課長	最終提言の内容を踏まえ、秋以降に何ができるのかを検討していきたい。
森谷委員	ぜひ、「さくらんぼ県やまがた」として、提言を踏まえた情報発信をしてほしい。
加賀委員	水稻栽培では、これから最も水を必要とする時期となるが、揚水機場が大雨により浸水して使えないほ場も被災したと言える。農作物等の被害面積が2,488haとあるが、浸水した揚水機場に係る受益面積は農作物等の被害面積に含まれているのか。

発 言 者	発 言 要 旨
農村整備課長	被害があった農業用施設1,013箇所のうち揚水機場は79箇所の被害報告を受けているが、これに係る受益面積は調査中であり、現時点で2,488haには含まれていない。
加賀委員	現時点で、被害があった揚水機場79箇所の復旧の状況はどうか。
農村計画課長	精査中だが、大半はなんとか水を供給できる状況となっている。まだ水を供給できていないところについても、東北農政局のポンプを貸出しする事業スキームも活用するなど、現在ポンプ17台を借り受けて水手当を行っており、引き続き対応していく。
加賀委員	30m下から水を揚げるような大きな揚水機場が浸水してしまったところの受益地の収穫量はどの程度のものになるのか。
水田農業推進主幹	被災の度合いにもよるが、出穂しなかったり、出穂しても受精しなかったり、また、粃に雑菌が入れば収量減につながるが、全体の減収量の予測は難しい。現場の普及指導員や共済組合と連携し、きちんと農家に指導していくとともに、明後日開催する関係機関が集まる早期作柄把握に関する会合などにおいて、情報共有を図りながら農家が不利益を被らないよう対応していく。
加賀委員	被害のあった揚水機場については、遅くとも来年5月には復旧させなければならないこと、今回浸水していても被害のあった揚水機場の受益地も結果的に被害を受けることとなった場合は共済組合が対応するよう働きかけることが、今後重要になってくると考えるがどうか。
農林水産部長	できる限り当面の措置をとっていくが、長期化した場合の対応も含めて関係各所に働きかけていく。
加賀委員	農地が冠水し、そばのほ場においては一度耕したが播種できない場合、大豆のほ場においては収穫できない場合でも、経営所得安定対策の畑作物の直接支払い交付金の支給対象となるのか。
水田農業推進主幹	数量払いは収穫物がないと支給は困難であるが、面積払いについては、①営農計画書の提出、②災害復旧の対象地域、③災害前の作付け準備作業が認められた場合は対象となる。
加賀委員	最近の牛肉の価格動向はどのような状況か。
畜産振興課長	新型コロナの影響が出る前の1月の価格を基準(100%)とすれば、4月に最大54%まで価格が下がり、その後は80%まで戻ってきているが、お盆で通常需要が高まる7～8月も価格は伸びず横ばいとなっている。
加賀委員	80%まで戻ってきているものの、国の牛のマルキン制度だけで十分なのか。今後も何らかの支援を考えていくべきではないか。

発 言 者	発 言 要 旨
畜産振興課長	マルキン制度の残る 1 割に対する県と市町村の協調支援は 3～6 月出荷分を対象としているが、これを延長できないか検討している。
吉村委員	この度の大雨による水産関係の被害はどのような状況か。
水産振興課長	河川氾濫等による養殖池からの魚の流失、取水口の破損による養殖魚の死滅、サケの捕獲施設であるウライやふ化施設が破損、流木によるアユの築などが破損したものなどとなっている。
吉村委員	水産関係の被害に対する支援はどのようなものがあるのか。
水産振興課長	商工事業者向けの支援メニューである被災小規模事業者再建事業の持続化補助金があり、設備・施設等の再建に向けたものとなる。被災した水産物に対しては支援対象とならないため、事業者や市町村から話を聴きながら何ができるのか検討中である。
吉村委員	水田の取水施設や揚水機場の復旧については、市町村だけでなく土地改良区と共に早期復旧を検討してはどうか。
農村整備課長	被害が相当数あるため、市町村だけでなく、土地改良区に加え総合支庁も支援し対応にあたっている。10 月に入れば災害査定も始まり、順次被害額を確定していくが、復旧を急がなければならない場合、県としても査定前着工などの制度を活用するなど土地改良区を指導しながら早期復旧を検討していく。
吉村委員	災害対策の観点から、農地が有する遊水機能をどのように捉えているのか。
農村計画課長	国土交通省が地域に補償金を支払い水田を遊水地とする取組みについて、本県では最上川沿いで実施しているものがある。また、排水口を少し高い位置とすることにより貯水量を多くして貯水機能を有効に活かす田んぼダムの取組みについては、本県では 950ha ほど実施しており、引き続き研究していく。
吉村委員	養蜂事業（ポリネーション）の実施状況はどうか。
畜産振興課長	山形県養蜂協会によれば、平成 30 年の蜜蜂の群数については 3,129 群、31 年については 2,956 群が流通している。
吉村委員	河川敷に支障木として分布するアカシアは蜜蜂の蜜源となっているが、今回の大雨災害により伐採されていく。支障木の伐採や様々な要因により蜜蜂が減る傾向にある中、養蜂家へどう支援していくのか。
畜産振興課長	災害対策のために伐採を実施する河川管理者と情報共有を図るとともに、トチノキ等の蜜源の維持などに関して、協会との意見交換会も引き続き実施していく。また、スズメバチを駆除する機械の購入経費への補助、女王蜂購入経費に対する補助等も続けていく。

発 言 者	発 言 要 旨
坂本委員	この度の大雨により浸水してしまったトマトのハウスを高台に移転した場合は支援対象となるのか。また、緊急対策の病虫害蔓延防止に係る支援は地区指定はあるのか。
園芸農業推進課長	ハウスの高台移転は国の災害対策メニューの対象となるが、できれば団地化しながら進めてもらいたい。
農政企画課長	病虫害蔓延防止に係る支援の地区指定は考えていない。なお、生産者からは可能な限り国の同様の災害対策メニューを優先して活用してもらいたいと考えている。
坂本委員	農作物毎に生産費を公表し農業の実態を広く消費者に伝えることは、将来の農業を支えることにつながると考えるがどうか。
農政企画課長	牛肉など国において公表しているものもあるが、生産現場での頑張りを県民に知ってもらうための取組みについては努力不足と言わざるを得ない。農業の価値を県民に広く知ってもらい、生産者に所得還元されるよう、本県での取組みを考えていく。
森田委員	政府が激甚災害に指定すれば公共土木施設や農業関連施設の復旧費に係る国庫補助率が引き上げられるが、この度の本県の大雨災害については、指定される見込みなのか。また、指定された場合の補助率はどうなるのか。
農村計画課長	激甚災害の指定については、基本的に年度末となる。また、指定されれば、全国的な5か年平均では、農地の復旧に係る基本補助率50%が96%に、農業用施設は基本65%が98%に引き上げられる。
森田委員	農地等の災害復旧事業について、事業費40万円以上の国庫補助対象となるものの申請手続き等の流れはどうか。また、事業費40万円未満の小規模農地等災害緊急復旧事業の申請主体は市町村となるのか。
農村整備課長	事業費40万円以上の国庫補助対象については、市町村が主体となり2か月を目途に災害査定設計書を作成し、農政局の査定官による災害査定を受けて事業費が決定される。早急に復旧が必要な場合などは査定前着工という制度の活用について地元の方に説明している。小規模農地等災害緊急復旧事業については、申請先は市町村で、県が1/3、市町村が1/6以上を補助する制度である。
五十嵐副委員長	水田のほ場整備事業を実施している地域でも、この度の大雨被害による影響があるが、その対応をどのようにしていくのか。
農村整備課長	現在ほ場整備を進めているところでも、ほ場の一部欠損、土砂の流入、排水路や法面の決壊などの被害があった。県内の農地の被害は500箇所を超えている。現在事業を実施している地域では、事業の中で再度整備を行うか、災害復旧制度を活用するか等、土地改良区のニーズに応えた復旧を行っていききたい。

発 言 者	発 言 要 旨
五十嵐副委員長	大雨により国道が崩落し、迂回路として速度規制のない農道が一般交通の用に供されているところがあるが、交通量が増加し危険な状況となった。現在は速度規制されているようであるが、農道における車両の通行に関してどう考えているのか。
農村計画課長	農道における車両の通行に関しては、国からの通知により、農道を一般交通の用に供するかは農道管理者が判断し、その農道の車両通行や制限等は警察（公安委員会）が判断することになるが、両者が話し合った上で対応することが望ましい。